

府中市空き地・空き家ワンストップ相談窓口運営業務委託に関する公募型プロポーザルの質問に対する回答

No.	資料の 名称	掲載 ページ	該当箇所	いただいた質問	府中市の回答
1	仕様書	2ページ	5 (1)イ	「府中市専用ダイヤルを準備」とありますが、事業者側で取得した場合、本業務満了時に電話番号が変わる（同事業を次回別の事業者等が受託する、あるいは市が直営する場合等）ことが想定され、市民の利便性に影響が出るのが危惧されますが、例えば、市が番号を取得し、貸与するといった運用も可能なのでしょうか。	ご質問のとおり、受託事業者様で専用ダイヤルを準備した場合、本業務満了時に相談用の電話番号が変わることでも市民の利便性に影響が出ることが危惧されますが、現状において当市といたしましては、市が取得した番号を貸与する想定はございません。相談窓口の運営開始に向けた準備に要する費用に含めてご提案いただきますようお願いいたします。
2	仕様書	2ページ	5 (2)イ	「近隣住民等からの相談」において、市への報告とありますが、報告頻度についてご教示ください。	内容の緊急度によって異なって参りますが、相談に対する市の対応をスムーズに行う観点から、週1回程度の頻度でご提供いただければと考えております。
3	仕様書	2ページ	5 (3)	「自らの責任において、（中略）専門家・協力事業者との連携・協力体制を整え」とある一方で、後段で「空き地・空き家所在地周辺の実情に精通した本市内に営業拠点を有する者又は本市が（中略）協定を締結している団体を優先して選定するよう努めること。」とありますが、具体的にどのような形を想定されているのかご教示ください。 （後段に掲げた事業者、団体等に、受託事業者自らが連携・協力を仰ぐのか、その場合当該事業者等が連携・協力する担保は取れているのか。また、優先とはどの程度か。）	受託事業者様において連携・協力体制を整えていただきますようお願いいたします。（当市より専門家・協力事業者への事前協議は行っておりません。） 「本市内に営業拠点を有する者」につきましては、府中市公契約条例（令和8年3月府中市条例第6号）第3条第4号において「市内の事業者が公契約を受注する機会の確保に努めること。」と規定されていることから設けたのですが、これまでの実績を踏まえた連携・協力体制が構築されている場合においては、効率性・相談者の利益を加味した上でご検討いただけますと幸いです。 なお、当市が協定を締結している団体は次の9団体となります。（順不同） ・公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック ・公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部 ・N P O法人空家・空地管理センター ・株式会社ジェクトワン ・公益社団法人府中市シルバー人材センター ・一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会 ・一般社団法人全国古民家再生協会 ・東京司法書士会 ・東京司法書士会府中支部
4	仕様書	3ページ 4ページ	5 (4) 8 (2)ア	「解決に向けたフィードバック」「解決に至った事例一覧」とありますが、「解決」の定義についてご教示ください。	既に空き地・空き家状態にあるものに対する相談については、当該空き地・空き家状態が解消されたことをもって「解決」したものと判断します。 相談時において空き地・空き家でない物件に対する相談については、相談者の悩みが解消された時点で「解決」となります。（例：相続に向けた税務相談、登記相談等）
5	仕様書	3ページ	5 (5)	出張相談会の回数は、提案事項という理解でよろしいか。また、開催にあたり広報等市の協力はいただけるのかお伺いします。	令和8年度については当市が出張相談会の日程、場所等を調整して開催するため、提案事項ではございません。開催時に相談員を派遣していただき、現地において対面にて相談を受けていただくものとなります。広報等も主として当市において行います。
6	仕様書	4ページ	6 (2)	「協力事業者候補等」について、（No3と関連があれば、その点も含めて）ご教示ください。	「協力事業者候補等」は、仕様書5 (3)に規定しております連携・協力する専門家・協力事業者の候補を指しております。 本業務実施において新たに連携・協力体制を構築するに当たり、その候補となる事業者を一堂に会して、説明会を実施することが効率的かと考え、規定したものとします。提案の段階において、協力事業者候補等との体制が既に構築されている場合において開催を強いるものではございません。